

新しい総合事業の利用の流れ

地域包括支援センターまたは、市役所・庄和総合支所にご相談ください。
(介護保険制度と新しい総合事業についてご説明します)

非該当

訪問・通所サービスのみ利用希望のある要支援状態の方
基本チェックリストにより判定

要支援・要介護認定申請

該当

介護予防・生活支援
サービス事業対象者
(事業対象者)

非該当
(事業対象者の場合)

要支援
1・2

要介護
1～5

地域包括支援センターなどがケアプランを作成
(介護予防ケアマネジメント)

地域包括支援センターなどが
ケアプランを作成

ケアマネジャーが
ケアプランを作成

一般介護予防事業

介護予防・生活支援
サービス事業
(訪問・通所サービスなど)

介護予防サービス
(介護予防訪問看護、
介護予防福祉用具貸与など)

施設サービス
居宅サービス
地域密着型サービス